

地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第2号

地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規程の一部を改正する規程

地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規程（平成17年総社市水道事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規程</u></p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項後段の企業管理規程</u>で指定する職員については、地方自治法<u>第243条の2の8</u>の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則（平成17年総社市規則第39号）を準用する。</p>	<p><u>地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規程</u></p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項後段の企業管理規程</u>で指定する職員については、地方自治法<u>第243条の2</u>の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則（平成17年総社市規則第39号）を準用する。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。